

庄内南部地区合併協議会だより



10月10日法定協議会が
設立されました

CONTENTS

ごあいさつ.....	2 P
第一回協議会報告.....	3 P
協議会で話し合うことは?...	4 P
合併問題 Q & A	5 P
7市町村の現状について...	6 P

合併協議会立ち上げに寄せて

庄内南部地区合併協議会長
鶴岡市長 富塚陽一

先月の十日、鶴岡市と藤島町、羽黒町、櫛引町、三川町、朝日村、温海町で構成する「庄内南部地区合併協議会」が発足しました。

ご承知のとおり、今年の七月から、この一市五町一村に余目、立川の二町が加わり、合併問題の取り扱いを決めるため、「庄内南部地区合併検討協議会」を設けて協議をしてきました。

その結果、いろいろ難しい問題に直面するだろうが、合併問題は避けて通れないだろうし、それならば少しでも早く、法的根拠を持った権威ある組織で協議を始めようということになりました。そしてこの考えに同意した前記の一市五町一村により「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく協議会を発足さ

せたのです。

ここで「権威がある協議会」という意味ですが、この七市町村で合併問題の協議を始めることを、各市町村議会に議決・承認して戴いたこと、この協議会委員として市町村長や市町村議会議長のほか、各議会が推薦した議員の方、また各市町村住民の中で識見を有する方に加わって戴き、協議会の重みが増したことを言うのです。

次に、合併問題は避けて通れないという考え方ですが、私見も交えて申しましょう。まず、今後市町村が直面する難題は、第一、住民が求める行政サービスは、多様化し水準も高度化するが、いまの市町村はこれにきちんと応えて行けるのか。第二、人口の少子高齢化が進むとも

に、人口の全体が減る中で、どうやって生き生きした地域を構築、維持していけるのか。第三は、甚だ窮屈になる厳しい財政事情の中で、財政資金を有効かつ効率的に活用する必要が益々強まるのに、きちんと対応ができるのか、の三点が挙げられます。率直に言えば、これらの問題に、市町村は今でも十分には応えていないと思いますし、今後は、益々困難になる状態に追い込まれると予想されます。そこで国は、これらの難問を乗り切って新時代を開いていくには、程よい市町村合併をして智慧と人的資金的エネルギーを効果的に活用することだと言うのですが、諸々考えてみると、これに匹敵する有効な方法は見当たらないように思います。勿論、他

の地方には、合併などせずこの時代を乗り切るという市町村もあるようですが、庄内南部地区の人口構造や経済・財政事情の将来を想定してみますと、事態はそんなに甘くなく、合併は避け難いと考えたところでは、

そこで、われわれ一市五町一村では、この合併協議会において、合併せざるを得ない厳しい事情を具体的に掌握・明確にするとともに、合併後はどんなビジョン、建設計画を掲げて新しい市を築いて行くのか、どういう行政システムに変えて住民サービスの上で努めて行くのか、想定されるメリットはどう具体的に発揮させるか、デメリットはどう排除していくのか、などの検討作業に総力を挙げて取り組み、住民の皆様のお知恵も戴きながら最善の結論が得られるように努力する考えであります。

これら協議の結論は、平成十六年度の半ば頃までに纏め、各市町村の議会に議決を求め、ことにし、そこで承認の上は、県を経由して国に申請をすることになります。

住民の皆様には、協議会の協議内容など関係情報を積極的に提供し、ご意見もお聞きしながら進めて参りますので、皆様の温かいご指導、ご協力を賜るようお願い申し上げます。

庄内南部地区合併協議会を設立

庄内南部地区合併協議会が十月十日に設置されました。この協議会は、「市町村の合併の特例に関する法律」の定めに基づいて設けたもので、各構成市町村の議会での是非を審議していただき、承認を得たものです。今後「法定協議会」と言うことにしますが、これまで、この法律によらずに設けた「任意協議会」と区分するためです。実際は、「任意協議会」で協議しようと、「法定協議会」で協議しようと合併はできますが、任意協議会で

はしっかりした協議ができない事例や、国や県が措置している財政特例を利用できないことなどもあつて、法定協議会において協議することが適切です。なお、「法定協議会」の協議は重い責任が伴いますが、どんな場合でも合併する絶対的義務があるというものではありません。

十月十日は、各市町村長と議会議長により「法定協議会」の設置を正式に決め、会長等役員を選出したあと、直ちに第一回の協議会を開きました。委員に委嘱した方は、各町村長（鶴岡市は助役も）、市町村議会の議長と議員一名（鶴岡市は二名）、識見を有する住民の方二名（鶴岡市は三名）で次ページの名簿のとおりです。

第一回協議会では、これまでの経過報告、協議会全体の運営や議事運営の規程、事務局の組織や運営の規程、財務の処理や会議傍聴の規程を始め、今後の事業の全体計画や今年度の事業計画と予算について審議し、承認されました。

この中で、会議の運営は原則として一般公開とし、その場合、議会の傍聴と同様、守つていただくルールを決めたこと、今年度予算は当面の暫定措置として総額一千万円でスタートすること、また事業計画は次ページのとおりとしたものです。その他、規程の詳細等は、協議会議事録と併せ、ホームページでもお知らせしますのでご覧ください。

10月10日に行われた第1回法定協議会



合併協議会の体制はどうなっているの？

合併協議会 合併協議会は、法律に基づいた法定の協議会で、合併に関するあらゆる事項の協議や、新市建設計画づくりなどを行います。

合併協議会の委員は4ページの名簿のとおり、1市5町1村の首長のほか、議会代表と学識経験者などの委員で構成されます。また合併協議会をスムーズに進めるために以下のような体制がとられます。

小委員会 協議会の担当事務の一部を調整、審議を行うため、必要に応じて委員の一部で構成する小委員会が設置されます。

幹事会 幹事会は、事務局長と構成市町村の合併担当部課長等で構成され、協議会に提案する事項について協議・調整を行います。

専門部会 専門部会は、市町村の職員で構成され、総務・住民生活・健康福祉・農林水産・商工・観光・建設・教育・まちづくりの9部会に分かれ、専門分野におけるすべての事項について協議・調査を行います。加えて、専門部会には必要に応じて分科会を設置して、専門的な調査、検討などを行います。

助役会議 助役会議は、市町村の助役で組織されます。幹事会や専門部会の総合的な調整などを行います。

事務局 事務局は、市町村の職員で構成され、事務局長は鶴岡市助役が務めます。合併協議会の運営を円滑に進めていくため、協議に必要な資料の収集・作成などを行います。

法定協議会では こんなことが話し合われます

合併特例法に定めているとおり、この協議会では、合併市町村の建設基本計画の作成とその他合併に関する協議をしていきます。

合併に関する協議とは、合併に際し各市町村間でよく調整し、相互に協定を結ぶべき項目に関する協議、基本項目（新設合併が編入か、合併の期日、新市の名称等）のほか合併するのに必要な諸々の調整協議のことを言います。

それには、まず新しい市を、どのようなビジョンを掲げ、行政サービスシステムの構想を立てて建設していくかなど、建設の基本的な計画づくりを急ぎ、それを踏まえて諸々の事項に関する調整・協定を進めることが有効です。

建設計画づくりの作業は、各市町村が作成している振興基本計画の事業や施策について、お互いに住民の声や新しい要素も加えながら総合的に調整する形で



着手し、さらに十分な調査検討を加えて、最善のものに仕上げるよう努力していきます。

特に今般は、長期的に見て、当地域の活力が著しく弱まること予想されるので、新時代に向け、この地域全体が豊かな自然的、文化的資源を活かした真に住みたくなる地域になるように、住民

の皆さんのご知恵も借り、学者の積極的な助言、指導もいただいで、戦略的な地域づくりの長期構想と計画をつくっていきます。



ます。このような試みは、ほかに余り例がないと思えますが、当地域特別の重要事業に位置づけてまとめていきます。行政の体制・システムづくりも重要な項目で、住民サービスの向上と業務を効率よく執行できるよ

うに、各市町村執務の特性や諸々の実態をよく理解しながら、従来のとおり各役場所在地で執行すべき業務と一か所に集約・統合し、より高度な業務の執行をすべきもの等、業務執行計画をしっかりとつけていきます。

公共料金など市町村間で違う措置の調整も極めて重要で、各々の経過や考え方など実情についてお互いに理解を深めながら、調整案をまとめて適切な結論が得られるよう努めます。

また住民の皆さんには、合併協議に関する情報を積極的にお伝えするとともに、ご意見もいただく機会を設けるなど広報・広聴に努めていきます。

法定協議会での事業計画

- ① 合併協定基本項目についての協議
- ② 「市町村建設計画」の作成
- ③ 「建設計画」のうち、特に各地域における長期的観点に立つたまちづくりの戦略的構想・計画の作成
- ④ 住民サービスの向上と効率的な業務を行うための業務執行体制やシステムづくり
- ⑤ 税や使用料、その他行政万般にわたる市町村間の違いの調整
- ⑥ その他必要なこと

合併協議会委員等名簿

敬称略

会長 富塚陽一（鶴岡市長）

副会長 佐藤京一（三川町長）、本城昭一（鶴岡市議会議員）、遠藤純夫（櫛引町議会議員）

監査委員	温海町		朝日村			三川町		櫛引町		羽黒町			藤島町		鶴岡市																					
清野均	難波鉄雄	佐藤喜久子	齋藤金一	富樫栄一	本間毅	佐藤正明	渡部長和	清野豊春	進藤篤	小野寺賢治	佐藤征勝	鈴木正士	鈴木多右衛門	須藤栄弘	大滝助太郎	前田藤吉	長南源一	菅原元	阿部千昭	高橋澤	呼野祝二	富樫孝一	今井勇雄	中村博信	伊藤忠	富樫達喜	押井喜一	高橋徳雄	阿部昇司	菅原一浩	竹内峰子	大瀧常雄	芳賀肇	榎本政規	菅原信喜	
羽黒町監査委員	朝日村監査委員		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者		識見を有する者	

ここが知りたい

合併問題



Q とうして今、市町村合併が必要なのですか？

A 今後、行政に対する住民サービスの要求は多様になり、質も高まっていく傾向がありますし、また地域の活力も次第に衰える兆候が見えます。しかし今の市町村のままでは、これに答えられなくなる恐れが濃いと恐れ、当地域でもこうした懸念はぬぐえません。行政の人的能力や財政能力が弱まり、要求に追いつかなくなるためです。

これを取り越えるには、適切な市町村の合併を進めるのが最も効果的です。人的エネルギーを凝集して有効な業務の執行を促すとともに、経費の節減も促して財政資金を有効に活用するなど新たな道が開けるからです。

Q 法定協議会は今後どう手続きを進めていくのですか？

A この協議会では、合併特例法に基づいて、平成十七年三月までに合併をする計画で検討協議に取り組みことにしています。それには、新市の建設基本計画と諸々の問題に関する合併の協定案を平成十六年度半ばまでにまとめ、各議会の議決を求めることが必要です。その上で県を経由し、国に申請する等々、左上表のような手続きを進めることとなります。

Q 合併をするのも決まっていらないのに、なぜ建設計画をつくるのですか？

A この合併問題が取り上げられてから、いろいろな機会に、合併したらどうなるか、

合併しなかったらどうなるか、という質問をいただくことができました。経済や財政の先行きが全く見えないため我々自身が具体的な調査・検討作業を真剣に行ってみなければ、どちらにしても満足できるお答えはできません。ただ、どうも確からしいのは、

合併に至るまでのながれ	
合併協議会の設置 合併に関する事項の協議 新市建設計画の策定 など	
合併協定調印	
各市町村議会の議決	
県知事への申請	
県知事による総務大臣との協議・同意 (新設合併の場合のみ)	
県議会の議決	
県知事による合併の決定	
総務大臣への届出	
総務大臣の告示	
新市の誕生	

先にも述べたように、このまま推移したら、地方の市町村は早晩行き詰まっていくと予想されることです。そこで、まず合併をすることを前提に、新市づくりのためにどんなビジョンを描けるのか、どんな基本方針、基本計画がつけられるのか、どのように住民サービスの向上が可能なのか、などの課題について、現実的に責任が持てる計画をまとめることが何よりも肝要であり、それなしに適確な判断はできないものと思われるます。

Q 合併による財政の特例措置を利用した結果、合併の十年後には、かえって財政負担が大きくなりませんか？

A まず合併特例債ですが、合併に絡んで必要な施設をつくる時、事業費の約六七割を国が負担するという制度です。これまで、市町村が単独で事業をする時も、六〇割程度のお金を国が負担する制度はありましたが、今年から廃止されました。ですから合併に伴って必要な施設づくりをする上では、甚だ有利な措置なので、その場合は大いに使っべきです。だからといって使う義務もないので、事後の財政負担も考えて賢策を選ぶべきでしょう。交付税の問題ですが、交付税制度自体も変わる恐れがあり、合併後に交付税の交付に懸念があるというお話には同意できません。

Q 住民からアンケート調査を進めてほしい

A 今、やつと構成市町村の枠が決まったばかりで、合併後はどんな市になるのか、市民との関わりでどんなシステムになるのか、メリットやデメリットはどうか、などについて、ようやく真剣な検討作業を始めるところです。まずは、これらに関する調査・計画の資料を急ぎ整えるのに全力を注いでいく考えです。アンケート調査は、膨大な労力や経費が必要であり、協議会や事務局のそうした作業の進行、協議会の協議の進行を見ながら、その必要性も含め、協議会の意見を聞き、適切に対処したいと考えます。

合併豆辞典

市町村建設計画とは

合併に際し、みなさんに合併後のまちづくりに関する将来像を示して、これによって合併の是非を判断してもらう、新しいまちの基本計画の役割をはたすものです。

- 新しいまちを建設していくための基本方針
 - 基本方針を実現するための主要な事業等
 - 公共施設の統合整備
 - 合併後の財政計画
-以上のようなものをまとめて「市町村建設計画」と呼びます。

庄内南部地区 7市町村の現状について



面積・人口 (面積：H14.4.1現在、人口、世帯数：H12国勢調査)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	合計
面積 (km ²)	233.9	63.2	109.6	80.2	33.2	569.2	255.4	1,344.7
人口 (人)	100,628	12,294	9,616	8,536	7,879	5,864	10,608	155,425
世帯数	32,825	2,945	2,209	1,913	1,988	1,368	3,122	46,370



議員・職員 (H14.4.1現在)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	合計
議員数	32	18	18	18	16	16	18	136
職員数	1,374	134	136	101	101	121	142	2,109



税金等 (H14.4.1現在)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
個人市町村民税均等割 (円)	2,500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
法人市町村民税法人税割 (%)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7
固定資産税 (%)	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4
都市計画税 (%)	0.3	0.2					0.2
国民健康保険税 (医療分)							
所得割 (%)	8.10	5.10	4.60	4.65	5.30	4.70	6.40
資産割 (%)	28.00	25.00	22.30	24.50	26.70	30.00	27.00
均等割 (円)	16,300	21,000	18,500	18,200	22,400	17,500	22,000
平等割 (円)	20,700	26,200	28,800	23,500	24,400	28,000	31,000
介護保険料 (月額)	2,750	2,580	2,760	2,580	2,690	2,473	2,725

介護保険料は65歳以上の基準額



公共料金 (H14.4.1現在)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
水道料金 (円/月)	3,139	4,410	4,021	3,675	4,410	4,305	2,677
下水道料金 (円/月)	3,171	2,940	1,940	3,255	2,500	2,625	2,940

水道は口径13mmで20m³使用した場合、下水道は20m³使用した場合



財政状況 (H13年度決算 普通会計)

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
財政力指数	0.49	0.30	0.21	0.23	0.27	0.19	0.24
公債費比率 (%)	16.7	16.6	17.9	19.3	15.8	13.5	15.2
起債制限比率 (%)	12.1	9.0	8.7	11.7	9.9	10.2	13.4
経常収支比率 (%)	88.8	80.0	85.5	84.8	82.8	92.1	87.4
歳入総額 (億円)	361.9	56.5	50.1	45.4	38.2	49.3	63.2
好地方税	110.0	9.7	6.3	6.4	6.2	5.0	8.8
好地方交付税	107.7	24.7	26.7	22.4	18.7	24.9	29.8
好地方債	34.2	7.8	4.1	4.7	4.0	5.9	5.1
歳出総額 (億円)	351.4	55.1	48.2	43.7	36.8	48.0	62.1
好人件費	63.8	11.2	12.1	9.0	8.8	10.7	11.5
好投資的経費	46.6	10.6	6.9	7.3	6.5	11.1	12.1
好公債費	47.0	8.0	8.4	7.8	5.8	7.9	9.7
地方債現在高 (億円)	428.6	62.2	62.9	60.2	62.4	51.8	69.6

財政力指数は単年度数値

財政力指数

自前の財源指数で1に近く、または超えるほど財政に余裕があるとされる

公債費比率

借金返済の割合で10%以下が望ましい

起債制限比率

まだ借金できるか15~20%...要注意

経常収支比率

自由に使えない資金の割合で65~75%が望ましい

庄内南部地区 合併協議会だより

創刊号
2002年11月

編集・発行 / 庄内南部地区合併協議会事務局
〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9-25
☎0235 25 2115 ㊟25 2154
電子メール info@shonainanbu-gappei.jp

できました

合併協議会ホームページ

庄内南部地区合併協議会のホームページでは、合併協議会に関する様々な資料が閲覧できます。
また今後、会議録等も掲載していきます。
合併に関する意見の募集等も予定しています。
ぜひご覧ください。アドレスは
<http://www.shonainanbu-gappei.jp/>
です。